高等科用

帝國讀本

學海指針社編輯

卷之二

375.9
G011
資料室

30249
教科書文庫
3
810
32-1894
200030
1443
M27
1894

廣島大學圖書之印
(34776
廣島大學教育
(34776
圖書

高等科用 帝國讀本卷之二

目次

第一課 我國ノ政體 一丁
第二課 京都 二丁
第三課 源平の盛衰 其一 四丁
第四課 源平の盛衰 其二 六丁
第五課 源平の三烈士 其一 殿上雜話 九丁
第六課 源平の三烈士 其二 十一丁
第七課 節義 大和俗制 十三丁
第八課 名家の手簡 十四丁

長安堂藏版

資料室
明治二十七年三月八日
文部省檢定濟

第二課

第九課　熊人を救ふ　十五丁
第十課　種に翼あるもの　十七丁
第十一課　川内山のけしき 逸聞雜記十九丁
第十二課　言葉の教 其三　二十丁
第十三課　本邦制度ノ大要 其一　二十二丁
第十四課　琉球 其一　二十四丁
第十五課　琉球 其二　二十六丁
第十六課　小笠原島　二十七丁
第十七課　名家の手簡　二十九丁
第十八課　我國ノ商業 其一　三十丁

第十九課　我國ノ商業 其二　三十一丁
第二十課　大坂　三十三丁
第二十一課　田中平八の立志　三十五丁
第二十二課　汽機の發明　三十七丁
第二十三課　本邦制度ノ大要 其二　三十九丁
第二十四課　本邦制度ノ大要 其三　四十丁
第二十五課　言葉の教 其四　四十二丁
第二十六課　鎌倉北條氏 其一　四十四丁
第二十七課　鎌倉北條氏 其二　四十五丁
第二十八課　孝行 初學訓　四十七丁

第二十九課　孝子彌作 其一 年山記聞　四十七丁
第三十課　孝子彌作 其二　四十九丁

廣島大學圖書之印

第一課　我國ノ政體

學海指針社　編輯

我國ハ　天皇陛下上ニオハシマシテ、憲法ノ定ムル所ニ從ヒテ、行政・立法・司法ノ三大權ヲ總攬シ、萬機ノ政ヲ親裁シ給フ。サレド政務百端一々聖慮ヲ煩シ奉ルベキニ非ズ、是ニ由リ　陛下ハ、行政ノ官吏ヲ任命シテ、庶政ヲ施行セシメ給フ。政務ヲ總轄スル官署ハ、即チ政府ニシテ、コレヲ

内閣ト云フ。内閣ニハ總理大臣ヲ首トシテ、九人ノ大臣アリ、内閣ノ下ニ、内務・外務・大藏・司法・陸軍・海軍・文部・農商務・遞信ノ九省アリ、内閣ノ大臣其長官ト爲リテ、其事務ヲ分管セリ。

政府ハ法律ヲ發布シ、以テ人民ヲシテ之ヲ遵守セシム。法律ハ先ヅ帝國議會ノ議ニ付シテ、民心・衆情ノ在ル所ヲ察シ、其協贊ヲ得タル後、天皇ノ裁可ヲ經テ、國内ニ頒チ行フナリ。

人民能ク法律ヲ守ラザレバ、國亂レ天下穩ナラズ。是ニ由リ　天皇ハ、裁判官ヲ任命シ、法律ニ遵ハザルモノアレバ、其情狀ヲ審案シテ、相當ノ處分ヲ行ハシム。裁判官ノ事ヲ執ル所ヲ裁判所ト云フ、大審院ヲ首トシテ、控訴院・地方裁判所・區裁判所等アリ。

憲法ヲ定メ議會ヲ設ケテ國政ヲ施行スル國、コレヲ立憲政體ノ國ト云フ。我國ノ如キモ其一ナリ、サレド同ジ立憲ノ國ニテモ、政權民ニ歸シテ、君ヲ立テザルモノアリ。又君ヲ立テヽモ、我國ノ如ク神聖ニシテ、犯スベカラザル、大權ヲ有チ給フ　天皇ヲ戴クニハアラズ、實ニ我國ノ政體ハ、

君民各、其所ヲ得テ、其善美ナルコト、他國ノ遠ク及バザル所ナリ。

第二課　京都

京都は又西京といふ、山城國の中部に在り、東西一里、南北二里半、東京・大坂と並べ稱して、我國の三府といふ。桓武天皇の延曆十三年、皇居を此に定め給ひしより、明治元年まで凡そ一千餘年の間、世々の天皇の都し給ひし處なり。東京に御遷都あらせられしより以來、其繁昌やゝ衰へたる如くなれども、猶ほ昔の姿をとゞめて、人口二十六萬あり、町並縱横に正しく通り、中にも三條通・四條通・五條通の如きは、市街頗る賑へり。

舊皇居は市街の北方に在り、又大宮御所ともいふ。御苑は廣くして、柳・櫻をこきまぜつゝ、其中に紫宸殿など、いと壯大なる宮殿あり、至しく御庭尊くして、その莊嚴昔にたとらず。二條の離宮は、市街の西に在り。

京都は、峯巒三方を圍み、鴨川の水清く、市街に沿ひて流れ、風景閑雅にして、遊覽の人常に絶えず。嵐山・御室は櫻花を以て著れ、梅尾・高雄は紅葉を

以て稱せられ、四條橋は納涼に宜しく、圓山公園は眺望に富めり。

有名の神社は、賀茂・八坂・北野・護王等にて、北野の天滿宮は、菅原道眞を祀り、護王神社には、和氣清麿を祀る。又知恩院・東西本願寺・仁和寺・南禪寺・泉涌寺・清水寺・大德寺等は、名ある寺院にして、泉涌寺小は歷代の山陵あり。その昔に後月輪東陵あり、是れ　今上天皇陛下の御父、　孝明天皇の御靈を鎭め奉れる所なり。

商業の繁昌は、東京・大坂に及ばざれども、工藝の盛なるは、我國第一とも稱すべし。其製作品中、殊に勝れて名を得たるは、西陣織・友禪染・清水燒の三なり。西陣織は、花鳥・人物など、美麗なる模樣を織り出でたる、金襴・緞子の類にして、其精巧、他國に類なき所なり。友禪染は、染色の美麗なるを以て稱せられ、清水燒は、雅致を以て世に名高し。其他蒔繪・針・糸細工・金器・紅・白粉等の良品を產す。京都は實に我國工藝の叢區なり。

第三課　源平の盛衰 其一

源平二氏は、共に皇族の御末なれども、臣姓を賜

り〻後は、世〻諸國の守・介、或は鎮守府將軍となりて、其官位共ゑ昇かりき。されども常ゑ征伐の事を掌りければ、いつ〻か武人の棟梁となり。權勢頗る盛ゑ〻して、中ゑも、源頼信・頼義・義家・平貞盛・惟茂の如きは、雄武ゑ〻して善く戰ひ、軍功も少からざりき。

かくて源・平二氏は、互角の力を以て並び立ち、家勢相下らざり〻かども、平貞盛五世の孫、忠盛といふもの、白河院ゑ仕へて、御寵愛淺からず、官位累ゑ進みて、遂ふ昇殿を許され、其子清盛、家を

繼ぎて、朝廷の御覺いよ〳〵めでたかり〻より、權勢日〻に加はりて、さなぎら朝日の昇るが如くなり〻に、源氏は猶ほ昔の樣のわび〻くて、平家の時めくに比べてい、遙に及ぶべくもあらざり〻かば、常に世のあぢきなきをなん恨みかこちける。

ちくて義家の孫、爲義ゑ至りて、崇德上皇の仰を蒙り、保元の亂にあづかり〻かども、幸なくして敗れ、爲義の子義朝は、藤原信頼に與〻して、平治の亂を起〻しかども、事成らず〻して、遂にその首

を失ひ、其子弟も或は斬られ、或は流され、家門一時に零落して、いとゞあもれになり行きぬ。

然るに、清盛は、保元・平治の亂に、軍功少からざりしかば、官位益〻進みて、權勢愈〻高く、殊に　高倉天皇の御母、建春門院は、清盛の妻の妹にて、れはせしかば、其勢更に強盛を加へ、おゝばゝゞ程に、從一位太政大臣に進み、女は皇后に上り、子弟は、大臣・大將の顯職を占めて、其莊園、日本の半國に跨り、邸宅小珠玉を鏤め、衣服に綺羅を飾りて、一門の榮花目ざましかりき。

かくて、聊にても清盛の意に逆ふものは、攝政・關白の貴きも、或は官を奪はれ、或は遠國に流されければ、上下目を側めつゝ、やう〳〵に世の憎しみをゞ引き出でける。治承四年、源頼政平氏を滅さむとの企にて、後白河院の皇子以仁王に勸めて、令旨を諸國の源氏に下さしむ、宇治川の戰敗れて、頼政父子討死したりけれども、諸國に潛

み居たる源氏の一族い、此令旨を奉ゞて起り立ち、此處彼處に平家追討の旗をゞ擧げたりける。

第四課　源平の盛衰 其二

治承四年、義朝の第三子源頼朝、兵を伊豆に起す、北條・三浦等の豪族、相率ゐてこれに屬しければ、勢頗る盛にして、幾程もなく關東を平げゝり。頼朝の從弟、木曾義仲、信濃に起る、是亦兵力盛にして、やがて北國にが攻め入りゝる。此事都に聞えければ、清盛急に人馬を驅り催して、頼朝・義仲を討たしめたれども、其軍皆敗れて、義仲は京都に攻め入り、久しく見ざりし、源氏の白旗を、比叡のおろしに飜しゝり。

されど、義仲　後白河法皇の寵恩を恃みて、驕を極めければ、法皇も後には、これを厭いせ給ひ、潛かに頼朝に命じて、義仲を討たしめ給ふ。やがて頼朝の二弟、範頼・義經大軍を率ゐ、京都を指して馳せ上る。義仲これを宇治・瀬多にて防ぎしかども、たちまち敗軍して都を落ち、はかなく粟津が原の朝の露とゞ消えにける。

此頃平氏は、都を攝津の福原に移し、清盛及び長

集英堂藏版

子重盛已に薨じて、次子宗盛、家を繼ぎたりしが、福原の地、保ち難しとや思ひけん。安德天皇を奉じて、九州よ奔りしかども、京都の爭亂に乘じて、中國を伐り從へ、再び攝津に攻め上りて、一谷の嶮に據り、城を搆へて、固く守れり。範頼・義經已に義仲を平げしかば、更に進みて、一谷に走せ向ふ。城兵十萬、よく防ぎ戰ひけれども、義經の奇策に中てられ、城陷りて、又もや天皇を擁し奉り、讃岐の屋島より、長門の壇浦に奔り、死力を盡して拒ぎしかども戰ふ毎に敗れて、平家の一門は、悉く西海の水屑となり、天皇も海に沈みて崩ぜ給ふ。こゝに至りて源平の亂はじめて終る。

都にては、後鳥羽天皇御即位あり、頼朝、朝廷に奏聞して、諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き、已れ其頭領として、天下の總追捕使たらんことを請ひ申す、朝廷やがてその請を許し給ひしかば、政治・兵馬の權は、盡く頼朝の手に歸せり。尋で建久三年、征夷大將軍小任ぜられ、覇府を鎌倉に開きて、軍國の政を行ふ。

正治元年、頼朝薨じて、嫡子頼家嗣ぎて、征夷大將

軍ヨ任ぜらる。されど外祖、北條時政執權となりて、權威を專にし、後には全國を割きて二つとし、賴家の長子一幡と、賴家の弟千幡とに分ち領せしめんとしけるを、賴家聞きて大に怒り、一幡の外祖、比企能員と謀りて、竊ヨ北條氏を滅さんとしたりけるを、却て時政ヨ先ぜられ、比企氏は亡び、賴家は伊豆の修禪寺ヨ押し込められ、尋で弑せられければ、やがて千幡嗣ぎて、大將軍に任ぜらる、これを實朝といふ。

時政の子義時これが執權となり、獨り權勢を逞しくして、和田・三浦等の豪族を討ち滅ぼしぬ。これより源氏は股肱の強臣を失ひて、勢漸く衰微せしを、實朝亦賴家の子、僧公曉に弑せられしかば、源氏の正統遂ヨ絶えぬ。これを鎌倉三代といふ。

第五課　源平の三烈士 其一 殿臺都諸

室鳩巣

渡邊競は、源、三位入道頼政が所從の士には、第一の者なり。然るに治承年中、高倉宮を勸めて、兵を起しゝ時、京師を急に發して、倉皇として三井寺へ赴きしに、打忘れて有りけん、競にかくと知らせざりし程に、競暫く猶豫して家に在りしを、平宗盛聞きて、日頃競が魁偉なるを見て、己が所從にせまほしく思ひしかども、頼政が親臣なれば、請ふべき樣も無かりしに、此度競一人都に殘れりと聞き、「六波羅に參れ」と、人して言せければ、參りけり。

宗盛對面して、「汝今より我に仕へば、入道の恩には優るべし」とて、小糟毛といふ馬に、貝鞍置き、乘替の料にとて、遠山といふ馬を引きそへ、黑糸をどしの鎧胴まで、皆具して給ひけり。競畏り給りて、ほくそ笑して罷り歸りぬ。

一族・家人打寄りて、「入道殿此程の大事を思ひ立ち給ふに、一人取り殘されしは、眞實に遺恨なり、大將の斯く懇に語ひ給ふは辭み難し、時の花をかざしにせよといふ事もあれば、只此儘にてあれかし」と言ふを、競「否とよ、勇士の義、さは有らず」

とて、宗盛より給ひける鎧着て、小糟毛に乗り、郎等七騎打連れて、三井寺へとて打出でゝが、六波羅の門前を通る時、馬に乗りながら門の内へ覗きつゝ、高聲に言ひけるは「競こう只今下ゝ賜りゝ馬に乗りて、三井寺へ罷り越ゝ候へ、御眷顧を蒙り候へども、三位入道の恩忘れ難く候へば、御門前を空ゝく打過ぎんは、本意なく候へば、御暇申ゝ候ふ」とて、三井寺に至りて、頼政と一所に成り、其後守治橋の合戰よ潔く討死ゝたりけり。

第六課　源平の三烈士 其二

彌平兵衛宗清は、平頼盛の士なり。平治の亂ふ頼朝幼少ふて、頼盛の家ふ囚れゝを、頼盛の母老尼清盛ふ乞ひて死を救ひけり。其時宗清頼朝を朝夕ふ勞りき。

平家西國へ落ちゝ時、頼朝かねて頼盛ふ通問ゝて、疎意なき由を言せける程に、頼盛獨り一門に叛きて、都に上りぬ。其後平家未だ亡びずゝて、西海ふ在りゝ時、頼朝舊恩を謝せん爲ふ、頼盛を鎌倉ふ招き、宗清をも必ず召具せらる可き由を言ひれこされ々れば、頼盛「いざ連れて下らん」と言

ひしに、宗清言ひけるは「頼朝某に下れと候ふは、定めて昔のなごみを思ひ出でゝ、所領引出物などして、當時扶助せしに勞を報ぜんとの事にてあるべく候ふ、今更源氏に詔ひて、其蔭に依り候はんは、西海に在る朋友どもの、承らん所も口惜しくこそ候へ、君は斯て都に御安堵れはしまし候へども、御一門は何れも西海に流落し給ひ、日夜安き御心も有るまじく候ふ、こゝにて想ひやり奉るも、痛はしくこそ候へ、鎌倉に御越志候ひて、頼朝某が事を尋ねられ候はゞ、折節いたはる事ある由を仰られて給り候へ」とて、鎌倉へは行かざりゝ。其後西海へ下りゝるにや、其終を知らず。」

伊東祐清は、伊東祐親が第二子なり。頼朝伊豆に流謫の時、祐親に依りてれはせしが、祐親、頼朝をうらむることありて、害せんとするを、祐清悲みて、頼朝を深く愛護し、密に遁れ去らしむ、其後頼朝、兵を起して、伊豆より相模へ赴きし時、祐親平家の御方として、大庭景親等と石橋山に至りて、頼朝を追ひ襲ひゝ。

其後頼朝、既に東國を平定し、自ら大兵を率ゐて、

駿河に至られ〜時、祐親を生捕りて來り〜を、其罪を決するまで、祐親をば其壻三浦義澄に預けられ、祐清を召し出して、勸賞を行はれんと有りしに、祐清「たゞ御恩には、早く殺され候へ、父囚はれて、其子勸賞せらるゝ法や候ふ、若し我を殺し給はずは、平家に歸すべし」と言ふに、「さればとて、我を救ひし者を殺すべき樣なし」とて、赦して放ち遣りけり。祐清其より直に京師に奔りて、平家に屬し、後、篠原の合戰に、つひに討死を遂げたりけり。

此三人、時代も大かた同じく、志節も相似たり、其清風・高義、源平の間に求むるに、其類すくなく覺え侍り。

第七課　節義　大和俗訓　貝原益軒

古語ニ「忠臣ハ二君ニ仕ヘズ、烈女ハ兩夫ニ更メズ」ト云ヘリ。君子ノ道、節義ヲ守ルヲ重シトス。節義トハ、臣ノ君ニ仕ヘ、婦ノ夫ニツカフルニ、一筋ニ忠節・義理有リテ、二心無ク、二君ニ仕ヘズ、兩夫ニ更メズ、モシ不幸ニシテ、我身艱難ニ苦ムトモ、君ヲ棄テ、夫ニ背キテ、身命ヲ惜マズ、命ヲ失フト

モ、忠貞ノ志ヲ改メザルヲ云フ。

萬ノ事イミジク、才能有リテ、ウルハシキ人モ、節義ヲ失ヒテ、君ニ叛キテ難ヲ遁レ、夫ヲ棄テヽ、人ニ從ハヾ、其餘ハ見ルニ足ラズ。一タビ節義ヲ失ヒテ、利有ル方ニ就キ、害アル方ヲ遁レ、或ハ死ヌベキ時ニ死ナザレバ、一生ノ名ヲ汚シ、後代迄モ、永ク惡名ヲ流ス。

凡ソ人、生前ノ血肉ヲノミ、我身ト思フ可ラズ、死後ノ善惡ノ名モ、亦我身ノ内ナル事ヲ思フ可シ。生ケル者、必ズ一タビ死ナズト云フコト無シ。節義ヲ失ヒテ、甲斐ナキ命ヲ生キ、假ヒ百年ノ齡ヲ保チ、富貴ヲ極ムトモ、人ノ道ヲ失ヒテ、世ニ生ケル甲斐ナクバ、何ノ樂カ有ラン。是レ人ノ力メ行フベキ大節ナリ。

第八課　名家の手簡

某ニ答る書　江村北海

中元ノ所状一昨ノ萬屋より蒙ル久闊の餘忙手拜見仕一両ノ俄ニ秋冷ニて老人夏綿ハ甚過ル何ハ陣ノ毛ハ塵ハ拭爰元大小共差障ル事ハ陣心可被ハ作大左郎事ハ尋常四月末ノ江戸より

歸京いたしに老人迫況に易依藩諸州を應酬せ
ずして華硯擾て対隙を云得た但し是も却て養
元具なれども可省て我隨分安雅なる所を
一行を採て紙上に更に思懐ひをしるしに先
陸上京最早十年の迂隙なれ共に明年い行幸
旦日立陸上京も不成候とのこと聞ひて
儀に明年三月中旬より東上可仕共い老拙多
吟年い犬馬齢七十に成れ依て弟輩お深
明年三月十四日東山道を一路をお供仕へく申
再た前に十二時く例ならしいて東山賞花と申

先ず〻詩題をも又今度に用い積り何分生年題
揚に侍申い沁奉行仕候ゑ。

第九課　熊人を救ふ

熊は、我國第一の猛獸なれども、常には人に畏れて逃げ隠る、唯子を産める時は、その子の害せられんことを思ひ、大に怒りて人を害すとなり。されば、その性固より猛惡なるには非ず、越後・奥羽・北海道の深山・幽谷に棲めり。

曾て、越後の人薪を採らんとて、雪中山に入り、誤ちて谷底に墜ち、熊に助けられし事あり、初め其

男、谷底にゐ墜ちたれど、雪の上なれば傷もおゝ、されど上を見るに、雪の屏風を立てたらんやうにて、今にも雪頽れやすると思へば、生きたる心地もなく、手足は凍えて動きがたゝ、傍を見るゆ、一つの穴ありけり、内には雪もなければ、入りて見るに、すこゝ暖なり、此時心付きて腰をさぐるに、持て來ゝ握飯さへ、何時ゝか落ゝたり「かくては餓死すべゝ、されども雪を食ひてだに、六七日は命もあらん、その内には救の人も來りぬべゝ、日も暮れぬれば、今宵はこゝを宿とせん」と、猶ほ

奥の方へ探り入るに、温氣いや増ゝて、手先に觸れゝも、正ゝく熊なり、愕然とゝて胸潰れ、逃げんとすれど道はなゝ、今は如何にかすべき、唯神佛に任せんと、心を定め熊の前にひれ伏ゝて「吾は御身を害する者ならず、薪採りに來りゝを、誤ちてこゝへは墜ちたるなり、御身殺さば殺ゝ給へ、若ゝまた情あらば、聊か吾を憐み給へ」といひつゝ、熊を撫でけるに、熊はなにとか思ひゝん、居直りて、おのが跡へ樵夫をおゝやりければ、そのまゝに座りゝに、暖なることゝいふ計なゝ。やがて全

身あたゝまりければ、猶ほさまゞに禮を述べ、助を乞ひけるに、熊は掌を擧げて、

樵夫が口にれゝあつることなり、「舐りてみん」と、少し舐るに、甘きこと限りなし、因て頻に舐りけるに、漸くに、飢も忘きぬ。熊は鼻息鳴らしつゝ、快げに眠るやうなり、「さては吾を害するものならじ」と思へば、始めて心落ち居て、やがてまどろみぬ。夜明けてこれを見れば、犬

を七つばかりよせたらん程の大熊なりき。樵夫はその日、穴を出でゝ、歸らんすべを求むるに、なし、人聲やすると聞けども、鳥の聲だにもなし、れとろしと思ひつゝも、又穴に入り、熊が掌に鐵を凌ぎつ、かくて、日毎に救の人を待ちけるに、更に、物音もせざりければ、空しく一月半ばかり過しけるに、或日熊は袖を銜へて引きしゆゑ、「如何にするか」と引かれて行くに、積れる雪を掻き分けつゝ、終に人足ある處に至りて、熊は歸り去りぬ。「さては吾を導きけり」と、熊の方を拜みつゝ、

やがて我家ゑ立歸れば、人〻集り居て念佛す、是れ樵夫の男を死〜たりと思ひて、四十九日の法事を營むなり。さるにゆくりなく歸り來ゑければ、兩親い更なり、人〻も喜び合ひて、愁の營は、俄ゑめでたき酒宴とぞおりしとおん。

第十課　種に異あるもの

けふい日のげうらゝかおれば、野邊の遊は一入心地よからんとて、をさなき子供は、打連れて出でゝ行くゑ、すみれ・たんぽゝ・蓮花草・色〻の草花咲き亂れたれば、子供は打興ぢつゝ摘み遊ぶ。其内に一人の子、たんぽゝの花は過ぎて、絮となれるを採りたりけるに、ともすれば、風のまに〳〵飛び行く樣、さながら蜻蛉の舞ひ遊ぶに異ならず、子供打寄りて面白がり、口にて吹けば、いよ〳〵飛びぬ。かくてその日も暮れければ、家に歸りて、この事母に告げ、且つ「何故なれば、かくは飛ぶ

ど」と尋ぬるに、母の曰く、たんぽゝの絮のごときものは、元その種にて、これに絲の如き毛のあるなり、之を種の翼といふ。この翼あるゆよりて、風ふつれてをちこち飛び行き、落ちたる處に芽を出すなり。凡そ種に翼のあるは、唯たんぽゝのみに限らず、薊にもまたこれあり、楓の種にもこれあるなり。かゝる類のやかりもなき處に、生えぬるはこれが故なり。

楓の花は、春咲きて、その後種を結ぶなり。種にはさな翼ありて、形も鳥の翼に似たり。またの日、楓の種を拾ひて、これをたんぽゝの種に較べ見よ、此二つのもの、形いいたく異なるべけれど、種に翼のあるは同じかるべし。

第十一課　川内山のけしき

退閑雜記　松平樂翁

予が領中、川うつてふ山あり、つゝじ盛なるころは、人々見に行くことなり。秋の紅葉は、殊にすぐれたる景色なり。諸州ありきて、名山・大川見たるものも、此山の景色みては、皆々おどろきぬる事なり。たゞ二里許の間、峨々たる山の間、澗水を左

よし、右にして行くなり。瀑布も水渇せざれば、五六十ケ所よりたちて、山間の極るところよ、玉のすだれかゝたらんやうなるたきなり。もみぢ見よ行きとるが、十歩にたちとゞまり、五歩よみかへりして、その景色を賞しぬるが、山へ

深く入りぬれば、彌奇景なり。ばてい人ゝ默して おともせず、されば言葉もて感賞するは、淺かりゝ。

このとき善畫の者の、ごとよ山を好みぬるを、つれ行きたるに、あまりに感ずて、また明けの日行きたりき。さるよ「うちつゞきて行きたらば、萬分の一は、畫よもかき得てんと思ひたるが、けふ見ぬれば、きのふよりげよまさりて、筆の及ばざるを知れり」といひぬ。總ずて眞よよきものは、いゞめは、さしも思ほにずして、見るごとに、よくどれ

もふ。

第十二課　言葉の教　其三

第三の居後詞とは、常に名詞、代名詞、その他の詞の後に居て、能くその志めくゝりをするが故なり。此詞多くあれども、うの本たるものは、僅ゑ次の二十餘言にして、餘は皆その重りたるなり。

は　も　と　が。の　に　へ　を。ど

や　か　なん　こそ。より　から　まで

よて。もて　のみ　ばかり。だふ　さへ

すら。

是等の内、心の解し難からんを左に說かん。

(は)ハ物を取り分くる心あり。我は知らず といふ時は、外の人より、我を取り分けたるにて、外の人は知るか知らぬか、分からねども、我ばかりは知らずとの意なり。又常に文の主を顯す事多し。

筆は毛を結ひ、穗先を尖らせ、軸をすげて作る。此文、筆を文の主とさて、その作り方を書きたるなり。「筆は」といふは、文の目安に取り出し置きたるにて、下の「作る」といふは、人の作るなり、筆の作

集英堂藏版

るにあらざること明けし。さるを近き比の物には、かやうのところを「作らる」と書けるが多し。こゝ餘り小、西洋の文則に泥みたる僻事にて、御國ぶりには、絶えておき事ゞと知るべし。尚ほ言へば「筆をば」といふべきを略したるものと見るもよし。

(も)は、同ド事を顯す詞なり、例へば　我も行くといふ事は、外の人の行くのと同ド樣に、我は行くといふことなり。　水も清し、月も清し。　などは、水と月と二つながら、同ド樣に清きなり。

(と)は、詞を續くる事多き故、接續詞の如くにも見られども、その用、聊か異なる事あれば、今は居後詞の中に收めたり。(接續詞の事は後に詳なり)

善きと惡しきと、　降る白雪と散る花と、

右は、事物を二つ並べ立てたるなり。　君と我と彼の人と　といふも、同ドく人を並べ立てたるなり。　此と彼と孰れか勝る　といふも、二つ並べて勝り劣りを問ふなり。(と)は斯の如く幾つも詞を並べ、句を並べたつる時、用ふる事多し。又取り出だしたる詞を下へつゞくる時、用ふる

詞なり、左の例を見て知り給へ。

もや、舟にのれ、日も暮れぬといひければ、舟にのり、渡らんとする、云々。

第十三課　本邦制度ノ大要其二

諸官衙ノ名目ハ、第一課ニ於テ、之ヲ記載シタレバ、是ヨリ各官衙・職掌ノ大要ヲ說クベシ。

各省ニハ、大臣・次官ヲ置キテ、省内ノ事務ヲ總轄シ、之ヲ數個ノ局課ニ分チ、局ニハ局長ヲ置キ、課ニハ課長ヲ置ク。例ヘバ内務省ノ縣治局長、大藏省ノ主稅局長、縣治局ノ市・町・村課長・主稅局ノ直稅課長ノ如シ。局長ハ勅任官又ハ奏任官ニシテ、課長ハ奏任官又ハ判任官ナリ、且其下ニ屬官アリ。此外別ニ書記官・參事官・技師・理事官ト稱スル奏任官アリテ庶務ヲ分擔ス。

會計檢査院ニハ院長ノ外、十數名ノ檢査官アリ。行政裁判所ニハ所長ノ外數名ノ評定官アリ。大審院ニハ院長ノ外數名ノ判事アリ。

内務省ハ、各府縣ノ政ヲ監督シ、警察・土木・衛生等ニ關スル事務ヲ司ル。例ヘバ流行病ノ豫防ニ注意シ、堤防・道路等ノ修繕・建築ノ如キハ、内務省ノ

事務ナリ。外務省ハ、我國ト外國トノ條約・交易等ニ關スル事務ヲ司ル。若シ諸子ニシテ、外國ヘ渡航セント思ハヾ、須ク外務省ニ願書ヲ出シ、旅行免狀ヲ請フベシ。

大藏省ハ、政府ノ金錢ヲ出納シ、租稅・銀行・貨幣等ニ關スルコトヲ司ル。諸子ガ父兄ノ上納スル租稅ノウチ、國稅ト稱スルモノハ、皆大藏省ニ集マルナリ。海陸軍省ハ、兵器・軍艦等軍事ニ關スルコトヲ司リ。司法省ハ、裁判所ノ監督等ヲ行ヒ。文部省ハ、全國ノ學校・教育ニ關スル事務ヲ管理ス。諸子ノ通學スル小學校モ、亦文部省ノ監督ニ屬スルモノナリ。

農商務省ハ、農業・商業・工業等ニ關スル事務ヲ司リ、金・銀・銅等ヲ產スル鑛山モ、樹木欝々タル山林モ、蠶業・茶業或ハ博覽會ノ事務ノ如キモ、亦皆此省ノ管理スルトコロナリ。

遞信省ハ交通事業ヲ司リ、郵便・電信、又ハ商品ヲ運ビ、旅客ヲ載スル船舶等ニ關スル事務ヲ管理ス。

第十四課　琉球 其一

薩摩の西南の海上に、大小の島嶼、數多並び列りて、さおがら碁石を散したらんが如し、これを琉球諸島といふ。島の數總て五十餘あり、その中、沖繩島最大にして、薩摩の南端を去ること、百三十餘里の海上に在り。これに次ぐものは、宮古・石垣・入表の諸島にして、沖繩の西南に相連り、石垣島の西なる與那國島は、我國の西南端にして、臺灣島に近し。

首里は、沖繩島の南部東海岸に在り、古、琉球王の都せし處なれば、市街頗る繁昌せり。舊王城は、市街の一隅なる、小高き地に在り、石を積みて外廓とし、宮殿・樓閣の結構、概ね支那風にして、雅致に富み、之より登れば、市街一望の中に在りて、風景絶佳の地と稱す。首里の西南海岸に、那覇港あり、琉球第一の埠頭にして、商家多く、沖繩縣廳此地にありて、琉球諸島を管轄せり。

琉球は、氣候温熱にして、嚴寒の時も、與羽の四五月頃に略同じ、故より夏は、暑氣殊に甚しけれども、冷風亦常に海より吹き來りて、堪へ難きほどにもあらず。されば、草木は四時欝蒼として、冬に

至れど落葉せず、一月頃にハ桃・櫻盛に開き、田に苗を植うるも此頃おりとか。

此地ハは、動植物共に、内地に見ざる珍〻きもの多し。榕樹は無花果の樹に似て、枝幹より太き根を生ド、地に入りて支柱となる、桫欏は、喬木にして枝なく、葉ハ蕨に似て、幹の頂より叢り出づ。其他葉は椰ハ似て、框の如き實を結ぶ椰欖あり、又椰子・檳榔・枇榔・棕櫚・蘇鐵・芭蕉・蕃薯・藍・綿・苧の生茂せること、遙に内地に勝れり。動物の中珍〻く恐るべきは、飯匙倩なり、此は毒蛇の一種ハして、肌は鼠色に黒の斑ありて、頭の形は匙に似たり、人之小嚙るゝときは、忽ち死すといふ。

第十五課　琉球其二

人民ハ、概ね農を業とし、蕃薯を作り、蘇鐵を植ゑ、稻・麥・綿等を培養し、又豚を飼ふこと盛なり。蕃薯は、常の食にして、一年に二度以上の収穫あり、今

日内地に産する蕃薯は、もと此島より渡れるなり。蘇鐵は、山側・海濱・路傍など、耕作に適せざる地に植う、その幹と實とは、打碎きて水に浸し、日に晒して、澱粉に製す、豚は沖繩人の好みて食するものにして、毎戸必ず三四頭を飼ふこと、猶ほ内地にて雞を養ふが如し、産物は、黒砂糖・上布・絽芭蕉布・畳表・漆器・泡盛等なり。

此地の人は、男女共に、髪を長く蓄へ、これを巻きわがねて、髻を結び笄を挿す。衣服は、内地の製に似たれども、廣くして寛かなり。女は腕に入墨し、

腰には縫き裳を着け、上には長き打懸を着せり。言語は、もと我國古言の訛りたるものにして、文字は、多く内地の伊呂波を用ふ。

琉球は、奈良の朝以前より、我國に貢を獻ぜり、其後久しく貢獻を缺きければ、薩摩の國主、島津家久、德川幕府の許を得て、これを征服せ、是より我屬國として、年々貢獻怠ることなかりき。明治十二年に至り、琉球藩王を華族に列し、侯爵を賜ひ沖繩縣を置けり。

第十六課　小笠原島

小笠原島は、横濱より南を指して、漕ぎ出づれば五百餘里にあり、島の數總て八十餘、其中最大なるは父島にして、周廻十五里、これに次ぐものは母島なり、そゝ他、兄島・弟島・姉島・妹島などの島々あり。地勢は、山多くして、平地少く、土地は、岩石到る處に岨立ちて、海濱にも暗礁頗る多し。

此島に往き通ふ船は、二見の港に泊る、二見の港は、父島の西北隅に在り、灣内水深く、波穏にして、良港の名あり。灣の西北岸なる大村に島廳ありて、全島を管轄せり。

風土は、略、琉球に似たり。氣候は冬も暖にして、老人ならでは、綿入を着ることなし、夏は甚だ熱くして、日中は野邊の草木も枯れ萎るゝほどなれども、日漸く傾けば、海風涼を送り來り、又屢雷雨あるを以て、暑を凌ぐに便よし。毎年秋より冬にかけて、颶風烈しく吹くことあり、これ島人の最も恐るゝ所なり。き

れど空氣も水も清潔にして、四時の景色さはやかなれば、いと住みよき處なり。産物も亦略、琉球に似て、棕櫚・椰子・檳榔・芭蕉等の植物あり。されどその他に、鳳梨・香蕉・檬檬・咖啡等も産し、動物には蝙蝠の大なるあり、又蠣龜とて大なる海龜あり。」此島、今より三百年ばかり前に、小笠原貞頼といふ者の發見せし所ゝて、久しく住む人もなかりゝれば、人呼びて無人島といひたりしを、近年に至り、政府より保護を加へ、舩の交通も開けたれば、今は住民の數一千餘ありて、其中には歐羅巴・亞米利加より歸化したるものあり。

人民は稻を作り、甘蔗・烟草・綿・瓜等を植ゑ、豚・牛・羊等を飼ひ、又蠣龜・鯨・鮫等を捕ふるを業とす。男子は、毛織又は木綿の肌着を着、狹き袴を着々て、頭には草帽を戴き、女は筒袖の和服を着け、頭よい概ね櫛を挿せり。食物には、米飯を用ひ、野菜・肉類をも食ふ、殊に好みて蠣龜の肉を食ひ、野菜を煮るにも、その膏を以て煎るを常とせり。

此島、面積甚だ狹けれども、海陸の産物に富みて、國益をなすこと少からず、他日南洋諸島、その他

の國ことの交易更に盛大なる小至らば、二見の港には、内外の商船常に集りて、必ず繁昌の處となりぬべし。

第十七課　名家の手簡

立原甚五郎小寄もる書　柴野栗山

新年の賀書忝なく仕い弥方芳福の履端を成す事奉賀い元拙依儀当又寒燈一夕重ねて最早六十六歳ふ和次を慚察可被下候偖年間四月中に奉書新年十二月達申驚入奉存候左是金く貴藩ことの疎失ことを門生を放惰毎く

如此儀有之候を以下い貴書并奉水へ一封早ことも達右の報も此日差出奉水よりも一封四届中上い此節の儀下係ことない。

武元生市國へ帰りゆい後便も無ことを空て交りと存い歴史及烈祖宋蹟の事承知仕を何分ことも宜事解を赤水為の様左様ことを可申ことをことき人の年をことせい儀歎息仕を國史沙接の心労の中尤事存を左若天下芳世に骨折い根事帝い人ことも此辛労を成い中いのことを左様の事ことを奉察作の出斉もことれ帝いよことを一人の中ゆことく

[illegible]新年[illegible]事ノ帽[illegible]早ク[illegible]渡[illegible]春[illegible]月[illegible]
[illegible]期[illegible]恐惶謹[illegible]

第十八課　我國ノ商業其一

商人ハ、農夫・工人ノ作レル物ヲ買受ケテ、コレヲ用フル人ニ、賣渡スヲ業トス。商人ハ作レル人ト、用フル人トノ間ニ、渡セル橋ノ如キモノニシテ、此橋ナキトキハ、作レル人ハ、コレヲ世ニ出スタヨリナク、用フル人ハ、コレヲ求ムル道ナクテ、不便コレヨリ甚シキハアラジ。

サレバ、何レノ國ニテモ、商業ハ早クヨリアリテ、

其國ノ開ケ進ムニ從ヒ、益盛大トナルナリ、サレド我國ハ二三百年前ヨリ、外國商船ノ出入ヲ禁ジ、國民ニハ士・農・工・商ノ階級ヲ立テヽ、最モ商人ヲ賤メ、國内ニハ數多ノ關所ヲ居エテ、旅人ヲ監察スルコト、嚴重ナリシガウヘニ、道路惡シクシテ、往來不便ナリシカバ、内國ノ商業スラ、盛ニハ行ハレザリシナリ。

明治ノ御代ニ至リ、封建ノ制ヲ廢シテ、郡縣ノ治ヲ布キ、關ヲ撤シ道路ヲ修メ、鐵道ヲ敷キ、郵便・電信ヲ設ケテ、偏ニ交通ノ便ヲ謀リシヨリ、商業俄

集英堂藏版

ニ盛大トナリテ、昔ノ姿ヲ留メズナリヌ。

第十九課　我國ノ商業 其二

都會ノ地ニハ、大小ノ商店、數多簷ヲ連ネテ相並ブ。此等ノ商店ニハ、コナタノ産物ヲ買集メテ、コレヲカナタニ送リ、又ハ仲間内ニ賣却スル問屋アリ。此問屋ヨリ買受ケテ、店ニテ賣捌ク小賣店アリ。サレバ都會ハ、貨物ヲ聚散スル中樞ニシテ、商業上最モ緊要ノ處トイフベシ。

我國ノ都會ヲイヘバ、奥羽ニ仙臺アリ、東海道ニ名古屋アリ、中國ニ廣島アリ、九州ニ熊本アリ、皆

其地商業ノ中樞タリ。又東京・大坂ハ、更ニ全國交通ノ衝ニ當リテ、商業ノ要地トナル。其他横濱・神戸・長崎・新潟・函館等ノ港ハ、運送ノ便ヲ極メテ、内外商業ノ媒ヲナス所ナリ。

凡ソ一國ノ商品ハ、内國ニテ、使用スベキ品ト、外國ニ輸出スベキ品トアリ、我國ノ内地ニ使用スル品ハ、米ヲ第一ト

ス、コレニ次グモノハ、酒類ニシテ、其次ハ綿布・絹布・醬油・煙草等ナリ。外國ニ輸出スベキ品ノ第一ハ、生絲・茶ノ二ツニシテ、コレニ次グハ、海産類・銅・樟腦・陶器・漆器・雜貨等ナリ。又外國ヨリ輸入スルハ、綿絲・砂糖・石油・金巾・羅紗・鐵等ナリ。

我國ハ、四面海ヲ環ラシテ、西方一體ハ、西比利亞・朝鮮・支那・印度等ト近ク相接シ、東ハ、亞米利加布哇諸島ト遙ニ相對シ、南ハ濠太剌利亞其他ノ諸島ト遠ク相望ム。此等ノ諸國ニハ、産物多クシテ、其冨、無盡藏トモイフベキモノアリ。我國ハ、カクノ如キ位置ニ在リテ、外國トノ商業ヲ營ムニ、其便利少カラズ。我國ノ商人タランモノ、常ニ其業ヲ勉メ勵ミテ、驅引ニ怠リナクバ、國ヲ冨シ、家ヲ興サンニ、何ノ難キコトカアラン。

第二十課　大坂

大坂ハ、古、浪速ト稱ス、神功皇后、三韓ヲ征伐シ給ひしより、我國の要津となりて、應神天皇の御時、既に離宮を置き給ひしを、仁德天皇ヨリ至り、遂ヨ都を此地に定め、ひたすらに、仁政を施し給ひしかば、民の竈日々ヨ賑ひけり。孝德天皇

の御時、復此地に都して、大化の新政を布き、交通の利を起し給ふ、之によりて、いよ〳〵繁昌の地となりぬ。降りて天正年中に至り、豐臣秀吉、城を此地に構へて、天下の政を行ひ、市街を擴張し、道路を修理せしかば、更に一層の繁盛を加へたり」。大坂は、攝津の東南海岸に在りて、淀川の口に跨る、其廣さ、東西に一里に餘り、南北に稍狹し、人口凡そ五十萬あり。全國の中央に位して、鐵道の便に、中國より、東西兩京に連り、進みて奥羽・北越に及び、舩舶の利は、中國・四國・九州より、東海・北陸を

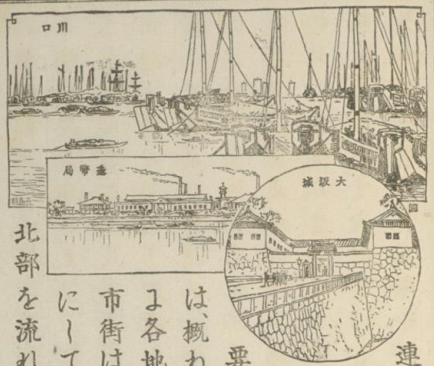

連ねて、川口の出入常に絶えず。かくの如く海陸交通、最も便利なる處なれば、我國商業の要路に當り、全國の産物は、概ね此地に聚りたる後、更に各地に散ずるなり。

市街は道幅狹けれども、清潔にして、町並正しく、淀川その北部を流れ、土佐堀・道頓堀・横堀等

の溝渠、縦横に通りて、市街を貫き、運輸頗る便なり。淀川には、難波・天滿・天神の三橋を架す、是れ有名なる鐵橋にして、その壯大なること、全國第一と稱す。市中の最も繁華なるは、心齋橋通にして、豪商簷を並べ、車馬の往來織るが如し。

大坂城は、市街の東北に在り、壁高く、溝深くして、樓櫓天に聳え、城内には、第四師團の衛戍あり。城の北には、淀川を隔てゝ、砲兵工廠あり、精巧なる器械を設けて、大砲を鑄造す。又造幣局あり、建築宏壯にして、通用貨幣を鑄造せり。

府下、遊覽をべき地少からず、中島公園は、納涼よ宜しく、櫻宮は花を賞をべく、高津宮は眺望に富み、千日前には、戲場多し。其他天滿豐國・座摩・生玉等の神社、東西本願寺・天王寺等の寺院あり。

第二十一課　田中平八の立志

今より四五十年前、信州伊奈郡飯田の町に、釜吉といふ童子ありけり。才氣人にをぐれて、膽あくまで太かりければ、農家に生れながら、父母の業を繼ぎて、馬を牽き鍬を荷ふことを好まず、「商人は四方に往來して、多くの人に交り、家をも興し、

國をも冨をべき、おもしろき職業なりと聞けば、なりても見ばや」と思ひ、父に許を得て、或商人の家に仕へしは、十二歳の時なりき。後に「天下の糸平」とて、類少き豪商となりしは、すなはちこの釜吉なり。

商賣は、彼が好める業とて、いとまめだちて働きければ「よき奴をこそ得たれ」とて、主人は二なきものに召し使ひけり。されど、小さき池には、大なる魚を養ひ得ず、釜吉は小商人の家に、長く留まらんの心なければ、やがて暇を取り、後には一人

立ちて商業を始め、十六歳の若年ながら、尾張・美濃路をかけて、魚類を賣り歩きて、すぎはひをぞ立てたりける。もとより資本とても少ければ、させる利益はおかりしかども、少しも撓むけしきなく、健氣にも勉め勵みければ、同じ町の商人にて、田中保兵衛といへるが、これを見て感賞し「末頼も

しき少年なり」とて、我家に養ひ取り、これより田中平八とゞ名乘らせける。

平八は、その後も猶ほ諸國を往來して、商業を營みける小、その頃より、西洋との交易始まりしかば、「國を富まし、家を興すは、こゝに在り」と、早くも心付き、横濱に往き、いさゝかの資本にて、店を開き、家を糸屋と名けて、兩替を業とせしは、慶應元年にて、平八が三十四歳の時なりき。然るに運つたなくして火災にかゝり、剩へ家業に損失多くして、家もはや亡びんとする勢なりしを、平八は

物の數ともせず、益奮ひて、其業を勵みければ、漸く家産をとりおほして、幾程もなく横濱の一豪商となり、糸平の名、はゞめて世小高くなりぬ。

其後平八は、商社を組み、銀行を起し、米商會所を立て、廣く商業を營みけるに、其得る所益、多く、終に、巨萬の冨を積むに至れりとか。

第二十二課　汽機の發明

古の有様を一變して、世の面目を新にせしは、汽機の發明に若くものやある。萬里の波濤を袵席として、輙く遠國の貨物を貿易せしむるものは、

汽船の力にあらずや。山河・大地を縮めて、一日數百里の路を旅行せしむるものは、汽車の力にあらずや。此外書籍を刷り、布帛を織り、或は金銀を鑄、銅鐵を精錬するなど、凡百の工事、汽機の力に藉らざるものの幾ど稀なり。かゝる廣益の器をたくみ出でしは、抑、如何なる人ぞ。

その名は、ゼイムス・ワットとて、蘇格蘭の人なりけり。幼き時多病なりしかば、常に内にのみ籠り居て、讀書は母に學び、習字・算術は父に學びぬ、世の子供にも似ず、いと言少なにして、物の道理に

のゝ心をこめたりゝ。或日鐵瓶の口より、湯氣の出づるを見て、何心なく匙を取りて、之に當てしに、烈しく衝き反す、あやしと思ひて、此たびは皿を當つるに、水の滴多く聚りぬ、愈、訝しきことに思ひ、その理を究めんとて、心を碎きぬること、二時あまりに及びたれば、叔母なる人、側よりこれを見て、いたく其愚なるを責めたりとなん。

人となるに及びて、グラスゴウ府に在て、數學の器具を作るを業とせり、機巧、世小類なかりければ、其名早く聞えぬ。大學の博物場に、汽機の細小

なるものありけるが、破損したりければ、これをワットに托して、修覆せしめぬ。ワットつくづくこれを視るに、うの機の裝置不便なるのみか、徒に薪炭を費すことの多きを見て、是より日夜工夫を凝し、終にその弊のある所を改めたり、是即ち今用ふる汽機な

りけり。

蓋しワット以前のものは、汽機とこそいへ、活塞を上下するに、蒸氣と空氣とを併用せしかば、費用これが爲め多かりしを、ワットは唯蒸氣をのみ用ひ、これを上下する事に改めたるなり、かく云へばワットは、汽機の發明者まあらぬが如くなれ共、汽機の世用となりぬるは、これより起りまければ、人皆その功をワットに歸せしなり。

第二十三課　本邦制度ノ大要 其二

各府・縣廳ニハ、知事ヲ置キテ管内ノ事務ヲ總理

セシメ、其下ニ書記官・參事官・収税長・警部長等ノ官吏アリテ、各事務ヲ分擔シ、數多ノ屬官アリテ、庶務ヲ司ル。又別ニ府・縣會トイフモノアリテ、府・縣ノ歳入出、府・縣有財産ニツキテノ事等ヲ議ス、但シ府・縣會議員ハ、其府・縣ノ人民中ヨリ選擧スルモノナリ。此外ニ府・縣參事會トテ、府・縣ノ知事、府・縣高等官二名、及ビ名譽職ノ參事會員數名ヨリ成レルモノアリ。此參事會員ハ、府・縣會議員中ヨリ互選ス。

郡ニハ郡役所ヲ置キ、郡ノ事務ヲ司ラシム、郡役所ニハ、郡長一名、書記數名アリ。又別ニ郡會トイフモノヲ設ケ、郡ノ事務ヲ議セシム、其議員ハ各町・村及ビ地價一万圓以上ヲ有スル、地主中ヨリ選擧スルモノニシテ、其數ハ、二十名ヲ限トス、皆名譽職ニシテ、別ニ俸給ヲ受ケズ。此他ニ郡參事會トテ、郡長及ビ、名譽職ノ、參事會員四名ヨリ成レルモノアリ、其内三名ハ、郡會議員ヨリ互選スルモノニシテ、一名ハ府・縣知事ノ選任スル者ナリ。」

凡ソ、市・町・村内ニ住居スルモノハ、其本籍ナルト、寄留籍ナルトヲ問ハズ、皆其市・町・村ノ住民ト稱

ス。此等ノ住民ニシテ、二年以來其市・町・村ニ住居シ、一戸ヲ構ヘ、規定ノ租稅ヲ納メ、年齡廿五歲以上ニシテ、公權ヲ有シ、治産ノ禁ヲ受ケザルモノハ、之ヲ公民ト稱ス。

第二十四課　本邦制度ノ大要 其三

毎市ニ必ズ市會ヲ設ク、市會トハ、三十人乃至六十人ノ、議員ヨリ成ルモノニシテ、是等ノ議員ハ、市ノ公民ヨリ、投票選擧セシモノニテ、別ニ俸給ヲ受ケズ、其任期ハ六ケ年ナリ。又市ニハ、一名ノ市長、數名ノ助役、及ビ數名ノ參事會員ヨリ成レル市參事會トイフモノアリテ、市ノ政ヲ行フ。市長ハ、市會ヨリ三名ノ候補者ヲ選ビ、其中ノ一人ヲ任命スルヲ常トス、但シ三府ニテハ府知事、市長ヲ兼務ス。助役及ビ參事會員モ、亦市會ニ於テ、投票ヲ以テ選擧ス、而シテ市長及ビ助役ハ、一定ノ俸給ヲ受クルモノナリ。

毎町・村ニハ、必ズ町・村會ヲ設ク、町・村會ハ、八人乃至三十人ノ議員ヨリ成ル、此等ノ議員ハ、町・村公民中ヨリ、投票ヲ以テ選擧スルモノナリ。又町・村ニハ、一名ノ町・村長及ビ數名ノ助役ヲ置キ、町・村

ノ事務ヲ行ハシム、而シテ町・村長及ビ助役ハ、町・村會ニ於テ、其町・村公民中、年齢三十歳以上ノモノヽ中ヨリ之ヲ選擧ス。町・村長及ビ助役ノ任期ハ、四年ニシテ、共ニ名譽職ナレバ、常ニハ俸給無ケレドモ、町・村ノ情況ニヨリテハ、之ヲ與フルコトアリ。

諸子ハ市・町・村ノ議員、市・町・村長及ビ助役、又ハ參事會員ノ何人ナルヲ知ルカ、此人々ハ、常ニソノ市町・村全體ノ利益ヲ圖ラルヽ方々ナリ。諸子モ成長シテ、年齢廿五歳、又ハ三十歳以上ニ至ラバ、

此等ノ役目ヲ務ムルコトアラン、其時ハ能ク能ク力ヲ盡シテ、誠實ニ公共ノ利益ヲ圖ルベシ。

第二十五課　言葉の教 其四

(が)(の)は事物を指し示す詞なり、その働き同じ樣なる處もあれど、又大に異なる處もあり。

佐渡の島　佐渡が島　天の下　天が下　君の家　君が家　萩の花　萩が花　是等はいづれも同じ事なり。されど　鶯の鳴く　とは言へど、雅言よ　鶯が鳴く　と云ふ事なし。花の散るらん　とは言へど、花が散るらん　といふ事なし。

(が)と(の)との用法、大凡定りあれど、とは他日に説くべし。

(に)(へ)は同ど様なる詞にて、大に差別ある事なり。

(に)は、處を示し、(へ)は方角を示すなり。例へば　京に行く　といふ事は、京都にひしと行くなり、京へ行く　とは、京都の方へ行くなり。

(ど)は、うまと指し限る意あり、故に　花ど散りける　とは、花ゞそれ散たゞ、といふことにて、花は散りけり　といふよりは、語勢つよし。

(おん)は咏歎して事を指し定る詞あり、(ゞ)よりは

語勢和なり、雪なん降りける　は、雪がなあ降たど、　といふ意なり。

(こと)は、多くの中より擇り出したる意の詞なり。

月こと清けれ　とは、此月が殊に清い、といふ事なり。　名こをしけれ　とは、その名が殊にをしいなり。　待つこつらけま　とは、待つゞ殊につらいといふ意なり。

右(ど)(おん)(こと)おどにつきては、尚ほいふべきことあれども、とは後ゝ至りて説くべし。(巻之八吉祭の歌其十七を見よ)

(だに)は、今いふサへの意なり、又ナリトモの意と

もなる。人だにもなし　は、人サへなしの意、香をだに匂へ　は、香ナリトモ匂ひてくれ、の意なり。

（さへ）は、今いふマデの意なり、今いふサヘと同じ事と思へるは誤なり。夢さへ見る　は、夢にマデ見る、の意、袖さへぬるゝは、袖マデぬるゝ、の意なり、能く思ひ辨ふべし。

（すら）は、デモの意もあり、又今いふサヘの意もあり。我すら知るに　は、私デモ知てゐるのに、の意、鳥すら鳴かぬ　は、鳥サヘ鳴かぬ、の意なり。

此外ふやといと合ひて、やいとなり、かとはと合ひて、かはとなるものあり、共ふ其意裏へ反る事多し。忘れやはする　は、忘れぬなり。行かぬものかは　は、行くなり、是亦心得置くべし。

第二十六課　鎌倉北條氏 其一

北條時政、征夷大將軍源頼朝を助けて、鎌倉の執權となりしより、義時・泰時・經時・時頼・時宗・貞時・高時等相繼ぎて、其職に居りしこと、凡そ八世・百四十餘年なり。其間將軍たりしもの、九代ありしかども、源氏は、三代にて亡び、次ぎて將軍たるもの、

藤原氏二人、皇族四人あり、されど此等は、概ね幼弱にして、職に昇りしが故に、幕府の實權は、總て北條氏の手に歸し、其年稍長じて事を親らし、北條氏の專横を抑へんとすれば、忽ち逐はれて、終を善くせるもの少かりき。

北條氏八世の中に、最も賢明の聞えありしは、泰時なり。泰時、節儉を守りて、政を勤め、仁慈を以て下を御し、事を處するに公平を專とせり。時頼、時宗、貞時亦頗る賢名あり、よく泰時の遺法を守り、民情を察して、政を行ひければ、民その政に服し

けり。

弘安四年、元主忽必烈、大軍を起して、九州に寇せしを討ち破り、これを塵にして、國威を海外に輝しゝは、時宗の時にして、北條氏の大功なりと雖も、其君臣の大義に背きたる振舞多く、不臣の罪、掩ふべからざるものありしは、惜むべし。

第二十七課　鎌倉北條氏其二

後鳥羽天皇、建久九年に御位を退き給ひて、二皇子相嗣ぎて御即位あり、土御門天皇　順德天皇即ち是なり。順德院位を東宮に讓り給ふ、これを　仲恭天皇と申す、此御代　後鳥羽院猶ほ院中にて政を聽き給へり。

後鳥羽院は、北條義時ゲ威權を擅にして、朝廷を抑制し奉るを、深く惡ませ給ひ、承久五年に、院宣を諸國に下され、北條氏追討の兵を、京都に集め給ひ、やがて宇治・勢多にて合戰ありしかども、官軍利あらざりしかば、義時の計ひにて、後鳥羽・

順德　土御門の三院を、遠國に遷しまゐらせ、仲恭帝を廢して、後堀河天皇を位に即け奉り、六波羅の南北府を置き、泰時・時房を、その鎮將として、京都を警衛せしめけり。

四條天皇（後堀河の皇子）崩ずて、後嵯峨天皇（土御門の皇子）御即位あり、これに次ぎて、御子　後深草　龜山の二帝相嗣ぎて立たせ給ふ。後嵯峨院は、北條氏に立てられ給ひしかど、深くその專横を惡み給ひて、深き叡慮やれはしけん。龜山天皇の英武にましくけるを愛して、其御子孫に、世々大統を繼

が〜むべ〜とど、遺詔〜給ひける。これに因り、後宇多天皇（亀山院の御子）立たせ給ひ〜ま、やがて、時の執權時宗、後深草院の旨を承け給はりて、伏見帝（後深草院の皇子）を位に即け奉り、帝亦位を御子後伏見に讓り給ひぬ。後宇多院い、此御相續後嵯峨の遺詔に違ふよ〜、鎌倉ま諭〜給ひければ、後二條帝（後宇多院の皇子）御即位あり、其後貞時の計ひにて、持明院（後深草の御末）大覺寺（後亀山の御末）の二流、十年毎に更る〜立たせ給ふべき、定めとはなりぬ。因りて、後二條帝崩御の後は、花園（伏見の皇子）後醍醐（後宇多の皇子）

の二帝相繼ぎて、御即位あり。

後醍醐天皇の御代ま、北條高時、暴横を極めければ、遂に誅せられて、北條氏亡びたり。

第二十八課　孝行（初學訓）

貝原益軒

父母ニ事フルニ、愛・敬ノ二ツノ心法アリ。此二ツハ、孝子ノ心トスル所ナリ。人ノ子タル者、必ズ是ヲ知ルベシ。愛ハイツクシムトヨム、親ヲイトホシムナリ。敬ハウヤマフトヨム、ツヽシミテ親ヲウヤマヒ、オソルヽヲイフ。愛ナケレバ、父母ニウトク、オロソカニシテ、情ウスシ。敬ナケレバ、父母

ヲ侮リ輕シメテ、怠リアリ。愛ノミニテ敬ナケレバ、犬・馬ヲ養フニ同ジ。敬スギテ愛スクナケレバ、父子ノ間、隔タリ、疎クナリテ、他人ノ如ク、父母ノ心樂マズ。

此故ニ、愛・敬ニツナガラ至ラザレバ、孝ニアラズ。愛・敬ノ心ヲ以テ、能ク親ヲ養フヲ孝トス。ニツノ者、鳥ノ兩翼ノゴトク、車ノ兩輪ノ如シ、一ヲモ缺クベカラス。

第二十九課　孝子彌作 其一　年山紀聞　安藤爲章

常陸國行方郡玉造村に、彌作と云ふ民あり、生れ

つき實やかにして、母に事へて至孝なり、家に田産なければ、人に傭れて渡らひけり。寒夜にも衣衾なければ、母の寒きを悲みて、己が着たる物を脱ぎて、母ヨ覆ふヨ、母も亦彌作が寒からんことを憂へて、互に相讓りぬ。母の辭に背くを恐れて、元の如くうち着て、母のよく眠りたるを候ひて、竊ヨ覆ひきせて、後枕をつくろひ整へて、己も其側に伏しぬ。或は爐火をたきて、母を煖め、己は火をまもりながら、居ねぶりなど爲しゝ。

人に傭れ、もしい役に差されて、他ヨ出づる時

は、隣向の家に往きて、「母を顧み給ひねかゝ」とて、涙ぐみて頼みつゝ出でけり。母、手づから焼飯して、午餐にとて與ふれば、いつもうち戴きて、懐に入れて、終日、人の爲に働きながら、食はずして、夕さりは家にもて歸りて、母に與へて、己は「今日は某ゞ酒飲ませ、或は某が何くれ食はせ侍れば、腹ふくれたり」と、言ひのがれゝ。

母、時〻頭痛の病を苦みける小、彌作己が膝を枕小與へて、撫でさすりなど勞りやりて療しけり。母、魚肉を思ふ時は、彌作近き水邊ゟ走り行きて、

何にてもあさり歸りて、味を調へて進めけり。凡を尋常母に與ふる飲食をば、神佛などに奉る物の如くに、清め撰びて、己は其餘のあらく〳〵く汚れたるをたべけり。母もし「寺院の談義を聞かまほし〳〵」と云ひ、或は「親しき者の方へ往かん」などといふ時は、

彌作手をひき、腰を押し、背中より負ひなどしつゝ、母の面白がるべき、物語うちして、往き返りけり。

第三十課　孝子彌作 其二

彌作四十歳に及ぶまで、かく行ひければ、其里人も、いとほしき者に言ひあひ、郡奉行などいふ、人共も傳へ聞きて、不便なることゝ思ひけり。過ぎし延寶二年、西山公、御在藩の折ふし、たまゝ王造へ渡らせ給ふ時、此事を聞し召して、御嘆賞の餘り、御馬の前へ召し出でゝ、田畠・黄金など賜ひつゝ、御感淺からざりけり。

それより家の内も、やゝ豐になりて、彌孝心厚くして、同じき八年に、母身まかりける時も、奴婢をたのまず、自ら醫師の方へ行き訪へて、走り歸りては煎じ與へなど、志を盡し、亡き跡の悲は、他人の涙をきへ落させけり。其後ゝ妻を迎へて、農業を勉めければ、ほどゝ小冨み榮えけるにつけても、「あはれ世に在りし時、かく有らましかば、喜び給はましものを」とて、悔み泣きけり。元祿七年甲戌に、六十歳なほ世に行ひ侍りとか。

爲章みづから省るに、先考・先妣の在世の時、これ

ぞと思ふ孝心をも、盡さゞりしかん、無念餘りある事なりける。いかなれば、さ、賤しき彌作が心操にいおとりけん。今神主を拜して、膳を備へ、香を焚き、泣き叫びてもかひなし、父母持ちたらん人の、之を讀み給はゞ、其生前に、はやく孝行を盡し給へかし、沒後の悔、何の益か待らん。

高等科用 帝國讀本卷之二終

明治二十六年十一月六日印刷
同　年十一月九日出版
明治廿七年三月三日訂正再版印刷
同　年三月六日發行

著者　學海指針社
東京市日本橋區通油町拾六番地

發行者　小林八郎
東京府平民　東京市日本橋區通旅籠町十一番地

印刷者　小林清一郎
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所　集英堂本店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

印刷所　集英堂活版所
東京市京橋區山城町六番地

定價
一、二卷 金十六錢二厘
三、四卷 金十八錢
五、六卷 金十九錢八厘
七、八卷 金廿一錢六厘

版權所有